

令和元年 11 月 第 11 回 普代村議会臨時会

行 政 報 告

令和元年 11 月 6 日

令和元年第 11 回普代村議会臨時会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、台風第 19 号災害の被災状況などについて報告いたします。

まずもって、本年の度重なる台風災害により、全国各地で犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、本村並びに県内外で被災された多くの皆様に心からのお見舞いを申し上げ、一日も早く元の生活に戻られますことお祈りいたします。

そして、本村でも、台風第 19 号豪雨により多くの住宅などに大量の土砂が流入するなど甚大な被害が発生し、その応急復旧のため、矢巾町及び矢巾町消防団、野田村及び野田村消防団、葛巻町、軽米町、岩泉町、八戸市、近隣水道事業所等(八戸圏域水道事業団、久慈市水道事業所、洋野町水道事業所)、広島県呉市、東北地方整備局、県北広域振興局、陸上自衛隊第 9 師団などからの職員等の派遣や復旧資機材の供与など賜るとともに、建設業界やボランティア(604 人)の方々の支援活動、並びに、全国各地からの温かいお励ましをいただいておりますことに、村を代表し衷心よりお礼を申し上げます。

それでは、11 月 5 日までに把握した本村の被害状況について報告します。

建物被害は、264 棟が被災し、うち住家は 119 棟(床上 44 棟、床下 75 棟)、非住家は 145 棟であります。地区別では、元村地区の建物が 7 割(190 棟)を超えております。また、住家の被災区分は、全壊 1 棟、大規模半壊 6 棟、半壊・準半壊 37 棟、半壊に至らないも

の75棟であります。

村道は、白井萩牛線（グリーンロード）など18路線・64か所で法面崩落や路肩流出し、現在も3路線(大沢線、落合芦渡線、普代平井賀線)が通行止めとなっております。

村管理河川は、力持川など(大沢川、沢山川、長内沢川)4河川で護岸決壊などしております。林道は、堤線など(川目線、大峰線)3路線で路肩・路体が流出しております。

水道施設は、黒崎簡水と向野場飲料水供給施設の水源地などに大量の土砂が流入したところであります。土砂撤去は完了しておりますが、ポンプ場が被災した向野場の配水池には、本年中の給水車（洋野町貸与）搬送が続くものと想定しております。

農林業関係は、農地やほだ場への土砂流入が17か所、露地やハウス栽培のハウレン草が4か所(150a)で収穫不能になっております。

漁業関係は、定置・磯建網の10ヶ統、漁船8隻、巻上機1台が破損などしております。商業関係は、48事業所の建物や機械設備、商品や原材料等に浸水被害がでております。

公共施設は、ネダリ浜共同利用施設、白井地区コミュニティ消防センター、村民テニスコートなどでフェンスや窓ガラスなどが破損しております。

また、くろさき荘での宿泊キャンセルは約200人となっておりますし、三陸鉄道の運休により、普代駅立ち寄りの観光バス72台(1,900人)もキャンセルとなっており、(株)青の国ふだいの売店売上などにも大きな影響がでております。

そして、台風第19号豪雨による総被害額は1,888,220千円と推

計しております。

なお、本村での雨量が、県内最大の総雨量(467 mm)を記録するとともに、1時間最大雨量(95 mm)と24時間最大雨量(437 mm)が観測史上最大となった中でも人的被害が無かったことは、消防団や普代分署などの懸命な警戒活動や村民の皆様の避難行動のお陰であり、深く感謝しております。

そして、今後、村の災対本部活動の検証も行い、より早い段階での適切、確実な避難が図られていくよう取り組んでまいりますので、村民の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

次に、応急復旧などの状況について報告します。

今回の災害では、電話の不通と断水は無かったところであります。電気は約400世帯で停電しましたが、半日以内に復旧しております。

国道45号、三沿道普代インター、県道2路線も通行止めとなりましたが、いずれも1週間以内の開通となりました。一方、三陸鉄道の久慈・田野畑間は、被害が甚大となっており、今年度末までの復旧を目指す状況となっております。

村管理の道路や河川の復旧工事は、岩手県土木技術振興協会などへの業務委託や盛岡市の上下水道部の人的支援をいただき、12月下旬からの災害査定に対応してまいります。なお、一部通常建設事業への影響も懸念されますこと、ご理解の程お願い申し上げます。

災害ごみの処理は、仮置き場での受け入れを10月末で終了(18

日間)しております。家電 265 台は搬出処理済みであります。これ以外の約 200 t の廃棄物は、矢巾町の独自支援などにより 10 月末までに 66 t を処理しております。現在、推定残量 140 t について、土・日を除く毎日、久慈広域連合で 2.5 t、二戸広域行政組合で 7 t の処理を行っていただくこととしており、11 月中の処理完了を目指しております。

次に、被災者支援関係であります。災害救助法適用による生活必需品と学用品の供与、住宅応急修繕(限度額・準半壊 300 千円、半壊以上 595 千円)及びみなし仮設住宅への対応は、被災者の意向を確認しつつ順次に進めております。

生活再建支援は、国の支援法適用の可否や、対象外となった場合の県の独自支援金の仕組みなど見極めながら、今後、平成 28 年の台風災害での総体的な支援内容に沿うことを基本に、議会さんとも協議し対応してまいりたいと考えております。

なお、10 月 31 日納付期限の村税については、その期限を 12 月 2 日とするよう専決処理しておりますし、今後、固定資産税と国民健康保険税並びに水道料金(一部超過料金)の減免についても、平成 28 年の例に準じて対応させていただきたいと考えております。なお、介護保険料と介護保険利用料は、広域連合での専決処理により減免措置などが行われることとなっております。

また、村独自の災害見舞金も同様に交付するよう、補正予算に計上させていただきましたので、ご審査方お願いいたします。

そして、この度の災害においても、村道などの諸インフラの被

災などにより、村民の皆様にも多大なご不便をおかけいたしました。改めて、お詫びを申し上げますとともに、被災者の一日も早い生活再建と諸インフラの復旧に全力で取り組んでまいりますし、土砂災害防止施設はもとより、細やかな水路や側溝などの整備についても、立て続けにも災害救助法が適用される事態となりましたこと重く受け止め、国や県の協力などもいただき、その対策に特段にも努めてまいりますので、議員各位のご指導とご協力を重ねてお願いいたします。

次に、通常事業関係とはなりますが、認定こども園の給食費の完全無料化についてであります。

国における本年10月からの保育料無償化措置を受けまして、本村でこれまで実施していた給食費(4,000円)の実質無料化を拡充し、国の制度の対象外の子供を含め、全園児の主食と副食(合わせて6,000円)を無料化(集金無し)してまいりたいと存じます。子育て世代の一層の負担軽減を図る取り組みへのご理解の程お願いをさせていただきます。

終わりに、議員各位や村民の皆様にも「(復興支援)普代村文化祭」へのご協力に感謝申し上げますとともに、台風災害対応のため「村政懇談会」などを延期し大変にご迷惑をおかけしております。応急復旧などの進捗状況を踏まえながら、年度内の早い時期に開催したいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

そして、本議会に、一般会計と簡水特会の補正予算(案)、村税条例一部改正と損害賠償事件関係の専決処分案件を提案させていた

だきますので、十分なるご審査を賜り、全議案についてご承認を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。